

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年-25 (28. 9. 13)	地域振興	<p>南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」の任務を付与しないよう求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>政府は昨年9月に成立した、安全保障関連法の一つである改正PKO法により、今秋にも南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿営地共同防護の任務の付与を検討している。</p> <p>今、南スーダンでは、大統領派と前副大統領派による内戦が起き、国連施設も襲撃される事態になっている。こうしたなか国連安理会は8月に国連南スーダン派遣団の傘下に4,000人規模の「地域防護部隊」を増派すると決議し、この部隊に先制攻撃まで認めている。南スーダンでの国連PKO(平和維持活動)自体を受入国の政府軍は批判している。受入国政府軍との武力衝突が予想されるというのは国連が今まで経験したことのない事態である。</p> <p>日本政府は、南スーダンの首都ジュバの情勢悪化後も、停戦合意などを柱とするPKO5原則は「崩れていない」としているが、国際社会では通用しない。紛争地で駆けつけ警護や宿営地共同防護の任務を付与するということは、戦闘に巻き込まれる危険性が格段に高くなり、自衛隊員の命を危険にさらすことにつながる。しかも南スーダンでは民間人も巻き込んだ紛争になっており、自衛隊員が民間人を傷つける可能性もある。</p> <p>憲法第9条は、武力による紛争解決を禁じており、南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿営地共同防護の任務を付与することは憲法第9条に抵触する。自衛隊員が「殺し殺される」ことがないよう、南スーダンに派遣されている自衛隊に駆けつけ警護と宿営地共同防護の任務を付与しないよう、強く望む。</p> <p>(PKO5原則①紛争当事者間で停戦合意が成立していること、②受入国や紛争当事者がPKOや日本の参加に同意していること、③中立性の厳守、④①～③の原則のいずれかが満たされない場合はPKO5原則を適用しないこと)</p>	憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表 田 中 晓

		<p>い場合、自衛隊は撤収できる、⑤武器使用は最小限に限る。 1992 年成立したPKO法で規定、2015 年成立の改正PKO法 で⑤に任務遂行型武器使用を追加。)</p> <p>▶陳情趣旨 南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」と「宿 营地共同防護」の任務を付与しないよう求める意見書を国にあ げること。</p>	
--	--	---	--